

潜在保育士掘り起こし事業業務委託
提案仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

潜在保育士掘り起こし事業業務委託

2 事業の目的

埼玉県では、県内の保育施設へ就職を考えている保育士や、これから保育士資格の取得を考えている方が、保育士支援制度や県内保育施設についてワンストップで情報収集をできるポータルサイトの制作を行う。

本業務では、保育士資格を保有しているものの、保育施設で働いていない、いわゆる潜在保育士を中心に県内の保育士資格登録者に対し、上記ポータルサイトへの新規登録を促進するためのプロモーションキャンペーンを実施する。

3 事業の目標

ポータルサイトの登録者 7,000 人を目標とする。

4 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 対象者

プロモーションキャンペーンの対象は以下のとおりとし、特に（2）をメインターゲットとする。

- （1）保育士資格の取得が見込まれる者（指定保育士養成施設の学生、保育士試験受験者）
- （2）保育士資格を保有し、今後保育施設への就職を考えている方（いわゆる潜在保育士）
- （3）現在保育施設で勤務している方

6 委託業務の内容

対象者に対し、新たに制作するポータルサイトへの新規登録を促進するためのプロモーションキャンペーンを実施する。この際、別紙1「留意事項」の内容を踏まえることとする。

なお、ポータルサイトは以下のスケジュールで公開予定である。

(ア) 令和6年10～11月（予定）プレオープン

（掲載予定内容）

- a サイト登録フォーム
- b 県内保育施設の紹介ページ（プレオープンの時点で掲載内容の登録が完了している施設）
- c イベントカレンダー（保育士就職フェアなど）
- d 県が実施する保育士支援事業紹介

(イ) 令和7年1～2月（予定）フルオープン

（掲載予定内容）

- a 県内保育施設紹介（掲載希望施設のうち（ア）で掲載できなかったもの。）
- b 保育士の魅力発信動画（県が別に指示する動画（5分～10分程度を想定）を6本程度）
- c 復職保育士のロールモデル紹介

(1) 調達内容

ア 埼玉県保育士登録者へのダイレクトメール

(ア) 埼玉県保育士登録者名簿を活用し、ポータルサイトへの新規登録を促進するダイレクトメールを送送するための以下の業務を行う。

- a ダイレクトメールデザインの素材制作
- b 送付事務

(イ) ダイレクトメールの送付先名簿は埼玉県から提供する。

(ウ) ダイレクトメールの送付数は78,000通（64歳以下の埼玉県保育士登録者名簿掲載者）を想定し、ポータルサイト公開のスケジュールを踏まえ、県と協議の上、事業の目的を達成するために効果的な時期に送付すること。

(エ) ダイレクトメールは発信先ごとに送付状況（不着など）を管理し、結果を県に報告すること。

(オ) 県から提供を受けた名簿は委託期間終了時、全て消去すること。

イ デジタル広告の実施

- (ア) デジタル広告を実施するため以下の業務を行う。
 - a デジタル広告の素材作成
 - b デジタル広告の実施
- (イ) ポータルサイト公開のスケジュールを踏まえ、県と協議の上、事業の目的を達成するために効果的な時期、媒体で実施すること。
- (ウ) imp 回数やクリック数等の指標を用いて、県に対して月次報告を行うこと。月次報告を踏まえ効果が低い媒体は見直しを行い、他の媒体に変更する場合は、その優位性について県と協議の上変更すること。

ウ 上記以外の本業務の目的を遂行するため効果的な広報

受託者において、6（1）ア、イの事業効果をより高められる工夫又は6（1）ア、イ以外で事業の目的達成に効果がある手段がある場合は、追加で提案して差支えない。

エ コールセンターの設置

- (ア) 上記ア～ウの実施に際し、問い合わせ対応のための窓口を少なくとも1回線設置すること。
 - a 業務日
 - 月曜日～金曜日（国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）
 - b 業務時間
 - 8時30分～17時15分
- (イ) コールセンターは上記ア～ウの事業実施にあわせて設置すること。
- (ウ) 問い合わせ対応のための FAQ は県が作成したものを活用するものとし、FAQ によりがたい問い合わせについては、県と協議の上対応すること。

オ 広報パンフレットの制作

①指定保育士養成施設に在籍する学生等、②潜在保育士等向けに2種類のパンフレットを制作する。

(ア) 掲載内容

以下の内容等について、イラスト、写真等を用いて分かりやすく掲載すること。なお、掲載内容については県から情報提供する。

掲載内容	作成上の留意点
表紙	・他自治体のパンフレット等と差別化したデザインとなるよう心がける
・対象者へのメッセージ	・県提供の文章を必要に応じ加工する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県の保育士支援制度 ・ 関係機関の紹介 ・ ポータルサイトの登録案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真やイラストを用い、読みやすいデザインにする。 ・ 適宜 QR コード等でポータルサイトに誘引する。
裏表紙	

(イ) 規格

- a 規格 A列4版（展開時：A列3版）
- b 色数 4色刷
- c 刷面 両面
- d ページ数 8ページ
- e 紙質 再生マットコート紙 A列本判 厚さ110kg以上
- f 製本 中綴じ

(ウ) デザイン

- a 県と打ち合わせを行い、必要に応じて県の指示に従って修正すること。
- b 掲載内容については県から提供するが、レイアウト、デザイン等の検討は受託者が行うこと。その際、レイアウト、デザイン等により上記規格で定めるページ数に変更となることは差支えない。また、特別の指示がある場合以外は、県が提供する内容のすべてを使用する必要はない。

(エ) 文字・色校正（デザイン・レイアウトに係る部分を含む）は、3回程度を見込むが、県が校了と判断するまで、必要な修正を行うこと。

(オ) 納品

- a 印刷部数
 - ①指定保育士養成施設に在籍する学生等向けパンフレット：5,400部
 - ②潜在保育士等向パンフレット：3,000部
- b 納品先

埼玉県福祉部こども支援課のほか全262箇所とすること。（別紙2参照）
- c 納入期限

ポータルサイト公開のスケジュールを踏まえ、県と協議の上、事業の目的を達成するために効果的な時期に発送すること。

カ その他業務

- (ア) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、6（1）調達内容に基づき事業者から提案された内容をもとに県と協議のうえ決定する。
- (イ) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また、受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (ウ) スケジュールに基づき進捗状況を適宜県に報告すること。
- (エ) 不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。

（2）業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。ただし、本事業で活用するための成果物については、完成後直ちに納品すること。

提出先は、「埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県福祉部こども支援課保育・人材確保担当」とする。

7 業務実施上の留意点

- （1）本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- （2）受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- （3）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （4）委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- （5）本サービスに関して、受託者が本県のために新たに作成したデータ、画像ファイル等の著作権については、本県に帰属するものとする。また、本県及び本県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと。

- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 企画提案書における質疑応答の内容は、仕様書の一部をなすものとする。
- (9) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

8 その他

- (1) 受託事業者を求める条件
 - ア プライバシーマークの認定を受けていること又は本委託業務の個人情報の取り扱いに際し、プライバシーマークの認定を受けていることと同等以上の能力を有していること。
 - イ 令和4年度以降に国又は地方公共団体と本事業の調達内容に類する契約を誠実に履行した実績を有する者であることが望ましい。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県の求めに応じ、ポータルサイト制作業務受託者との打ち合わせを行うこと。